

滑川市地域活性化等イベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年規則第10号）第21条の規定に基づき、滑川市地域活性化等イベント開催支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域活性化の推進及び交流人口の増加並びに若者の定住促進に資する催事、興行等（政治的、宗教的及び伝統的な行事を除く。以下「イベント」という。）を市内で実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第3条 補助対象団体は、活動拠点を市内に有する次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、個人又は事業者単独の場合であっても公共性が高いと認められる場合は、この限りでない。

- (1) イベントを実施するために組織する実行委員会
- (2) 市内事業者等で組織する団体
- (3) その他市長が特に認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象外とする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体
- (2) この要綱に基づく補助金以外に市から補助金、負担金等の金銭的な補助を受けている団体
- (3) 反社会的組織等公序良俗を害する団体

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の要件を全て満たすイベントとする。

- (1) 地域活性化に効果的であり交流人口の促進を図る事業
- (2) 市内で開催する事業
- (3) 原則として3年以上継続して実施することが見込まれる事業
- (4) 概ね1回の来場者が500人程度を見込める事業

(5) その他市長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から当該事業に係る収入金額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

2 補助金の額は、1事業20万円を限度とする。

3 補助金の申請は、1年度1団体あたり2事業を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、滑川市地域活性化等イベント開催支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、開催日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象期間)

第8条 第6条の規定に基づく補助金の補助対象期間は、当該補助金の交付を受けた年度から起算して3年間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、さらに3年間延長して交付できるものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、滑川市地域活性化等イベント開催支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第10条 申請者は、補助事業の内容その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ滑川市地域活性化等イベント開催支援補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(軽微な変更)

第11条 前条ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 実施主体を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 補助金交付決定額の20パーセント以上を変更すること。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、イベントが終了したときは、30日以内に滑川市地域活性化等イベント開催支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 事業実施に係る写真及び資料等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、それを審査し、適当と認めたときは、補助すべき額を確定し、滑川市地域活性化等イベント開催支援補助金交付額確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第14条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに滑川市地域活性化等イベント開催支援補助金請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月25日告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第45号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第48号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係） 補助対象経費

費 目	内 容
報 償 費	講師等への謝金・謝礼
旅 費	交通費又は宿泊費の実費相当分
消耗品費	用紙、材料代等
燃 料 費	ガソリン代等
印刷製本費	パンフレット等印刷代
食 糧 費	事業実施に際し不可欠と認められる材料代
通信運搬費	切手、はがき、郵送・宅配便代
保 険 料	行事保険、損害保険等
手 数 料	振込手数料等
使 用 料	会場使用料、音響等使用料、その他レンタル機器使用料
備品購入費	事業実施に必要な備品
そ の 他	市長が特に必要と認めたもの